

28宗コ協第10226号  
平成28年12月8日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美  
(市民協働環境部コミュニティ協働推進課)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成28年12月1日付28宗監第10073号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

## 財政援助団体等監査の講評事項に対する改善計画等について（報告）

( コミュニティ協働推進課 )

実地監査実施日：平成 27 年 11 月 20 日

監査対象年度：平成 26 年度

講 評 事 項	改 善 計 画 等
<p>池野地区コミュニティ運営協議会に対する公の施設の指定管理に関する事務について、次のとおり不備や不適切な点があり、改善を要する事項が認められた。</p> <p>1 指定管理者指定申請について</p> <p>( 1 ) 指定申請書（様式第 1 号）の様式について、様式中に「宗像市コミュニティ・センター条例第 4 条の規定により」とあるが、申請の方法が規定されているのは「第 6 条」であり様式の記載に誤りがある。</p> <p>( 2 ) 宗像市コミュニティ・センター条例施行規則第 2 条第 2 項に、指定申請書の添付書類について規定されているが、そのうち「市税に滞納がない旨の証明書」が添付されていないまま申請を受領し、提出を求めている。</p> <p>2 基本協定書及び仕様書について</p> <p>( 1 ) 基本協定書第 8 条第 2 項に、施設の「利用料金」については市長の承認を受けるよう規定されているが、指定申請時に提案された料金とは一部が異なる料金設定をしていることに承認申請の手続きを求めている。</p> <p>( 2 ) 基本協定書第 12 条に、管理業務にかかる「業務責任者」について氏名その他必要な事項を市長に報告するよう規定されているが、報告を受けていない。</p>	<p>1 指定管理者指定申請について</p> <p>( 1 ) 監査での指摘後、様式の記載に誤りがないよう精査しました。次期指定管理者の指定申請時には、指定申請書（様式第 1 号）の様式改正を実施します。</p> <p>( 2 ) 宗像市コミュニティ・センター条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、次期指定管理者の指定申請時には、「市税に滞納がない旨の証明書」の提出を求めるように改めます。</p> <p>2 基本協定書及び仕様書について</p> <p>( 1 ) 監査での指摘後、基本協定書第 8 条第 2 項の規定に基づき、指定申請時の提案とは異なる料金設定を行う際には、承認申請の手続きを行うよう指導し、実施しました。</p> <p>( 2 ) 監査での指摘後、基本協定書第 12 条の規定に基づき、管理業務にかかる「業務責任者」について必要な事項の報告を受けました。</p>

(3) 基本協定書第7条第2項、仕様書P8の19(2)に、「保証金」の納付義務と免除について規定されているが、納付を免除しているにもかかわらず納付免除に係る決定の事蹟がない。

(4) 仕様書P6の7(7)アに、緊急時対策、防犯・防災対策及び利用者の安全対策についてのマニュアルを作成すると規定されているが、マニュアルが作成されているかの確認を行っていない。

(5) 仕様書P6の7(7)イに、「業務の第三者への委託」は、業務の一部についてあらかじめ市が認めた場合に限ると規定されているが、施設の清掃業務等を第三者へ委託することに承認申請の手続きを求めている。

### 3 事業報告書について

(1) 宗像市コミュニティ・センター条例第8条に、「センターに係る管理経費の収支状況」を記載した事業報告書を提出するよう規定されているが、報告書に添付された「収支計算書」では、市委託料の欄に指定管理料以外の業務委託料が含まれているため、管理経費の収支状況が明確になっていない。このことについて、確認を行った事蹟がない。

(3) 基本協定書第7条第2項及び仕様書P8の19(2)の規定に基づき、次期基本協定の締結時には、「保証金」の納付免除に係る決定の手続きを行うように改めます。

(4) 監査での指摘後、仕様書P6の7(7)アの規定に基づき、必要なマニュアルを作成するよう指導しました。

(5) 監査での指摘後、仕様書P6の7(7)イの規定に基づき、業務の一部について第三者への委託を行う際には、承認申請の手続きを求めよう改め、実施しました。

### 3 事業報告書について

(1) 監査での指摘後、条例第8条の規定に基づき、事業報告書に「センターに係る管理経費の収支状況」が明確になる資料を添付するよう指導し、実施しました。